

公益財団法人いばらき中小企業グローバル推進機構 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人いばらき中小企業グローバル推進機構（以下「機構」という。）と称する。

(事務所)

第2条 機構は、主たる事務所を茨城県水戸市に置く。

2 機構は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 機構は、県内中小企業や団体等の海外展開、経営革新及び創業の促進や経営基盤の強化に関する事業を行い、もって茨城県の産業の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 機構は、前条の公益目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 海外展開、創業及び新分野進出等の総合的な支援に関すること
- (2) 産業のグローバル化に関すること
- (3) 経営情報の収集、提供及び情報化の促進に関すること
- (4) 新技術・新製品等の開発支援に関すること
- (5) 受発注マッチングに関すること
- (6) 知的財産の活用支援に関すること
- (7) 商業の活性化に関すること
- (8) 国、県及びその他の公共団体の委託等を受けて行う事業
- (9) その他機構の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、茨城県において行うものとする。

第3章 財産及び会計

(財産の拠出)

第5条 設立者は、別表の財産を、機構の設立に際して拠出する。

(基本財産)

第6条 機構の基本財産は別表のとおりとする。

(財産の管理)

第7条 機構の財産の管理は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める。

(基本財産の維持及び処分)

第8条 基本財産について機構は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

- 2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会及び評議員会の決議を得なければならない。

(事業年度)

第9条 機構の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第10条 機構の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会へ報告しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに茨城県知事に提出し、かつ、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第11条 機構の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告書の附属明細書
- (3) 計算書類（貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書））
- (4) 計算書類の附属明細書
- (5) 財産目録
- (6) キャッシュフロー計算書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第5号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）施行規則第64条において準用する同規則第48条に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければな

らない。

3 第1項の書類については、次の書類を添えて、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に茨城県知事に提出しなければならない。

- (1) 監査報告書及び会計監査報告書
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- (5) 滞納処分に係る国税及び地方税の納税証明書

4 第1項各号及び前項第1号から第4号までの書類については、主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第12条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下、「公益認定法」という。)施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第13条 機構が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の決議を経て、評議員会へ報告しなければならない。

2 機構が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同様とする。

(会計原則等)

第14条 機構の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の基準その他の公益法人の会計の慣行を斟酌しなければならない。

第4章 評議員

(定数)

第15条 機構に、評議員3名以上12名以内を置く。

(選任及び解任)

第16条 評議員の選任及び解任は、一般社団・財団法人法第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えない

ものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第1項第9号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

3 評議員は、機構の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

(任期)

第17条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 15 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第 18 条 評議員には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。その額は、毎年度総額 63 万円を超えない範囲とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程による。

第 5 章 評議員会

(構成)

第 19 条 評議員会は、すべての評議員をもって組織する。

(権限)

第 20 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員の選任又は解任
- (2) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (5) 計算書類の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 公益認定の取消等に伴う公益目的取得財産残額に相当する額の贈与
- (8) 残余財産の処分
- (9) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
- (10) 基本財産の処分又は除外の承認
- (11) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 21 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催するほか、3 月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

第 22 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 理事長は、評議員会の開催日の 7 日前までに、評議員に対して、評議員会の日時、場所、目的である

事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

- 3 第1項の規定にかかわらず、評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第23条 評議員会の議長は、出席した評議員の互選により定める。

(決議)

第24条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
- (5) 基本財産の処分又は除外の承認
- (6) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事の選任の決議に際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第29条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(電話及びテレビ会議による決議)

第25条 評議員の一部または全員が、電話会議及びテレビ会議またはそれに準じた方法により評議員会を開催し、決議を行うことができる。

- 2 前項の、電話会議及びテレビ会議またはそれに準じた方法により評議員会を開催する場合には、各評議員の音声は即時に他の出席者に伝わり、出席者が一堂に会するのと同等の意見表明がお互いに行えるようにしなければならない。

(決議の省略)

第26条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 27 条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 28 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び評議員会に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名がこれに記名押印する。

第 6 章 役員及び会計監査人

(設置)

第 29 条 機構に、次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上 12 名以内

(2) 監事 2 名以内

2 理事のうち、1 名を理事長、1 名を専務理事、1 名を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって同法第 197 条で準用する第 91 条第 1 項第 2 号に規定する業務執行理事とする。

4 機構に会計監査人を置く。

(選任)

第 30 条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事及び会計監査人は、機構の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 理事を選任する場合には、第 16 条第 2 項の規定中、評議員を理事に読み替えて適用する。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第 31 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、機構を代表し、その業務を執行する。

3 専務理事及び常務理事は、理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、機構の業務を分担執行する。

4 理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 32 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、機構の業務及び財産の状況を調査することができる。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

4 監事は、この定款で定めるもののほか、法令で認められた権限を行使することができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第 33 条 会計監査人は、法令で定めるところにより、機構の計算書類及びその附属明細書、財産目録、キャッシュフロー計算書を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、会計帳簿又はこれに関する資料の閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。

3 会計監査人は、この定款で定めるもののほか、法令で認められた権限を行使することができる。

(任期)

第 34 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、退任した理事又は監事の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第 29 条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

4 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その評議員会において別段の決議がなされなかったときは、再任されたものとみなす。

(解任)

第 35 条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 会計監査人が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない行為があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3 監事は、会計監査人が前項各号のいずれかに該当するときは、その会計監査人を解任することができる。

る。この場合、監事は解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない。

(報酬等)

第 36 条 理事及び監事には、その職務執行の対価として評議員会において別に定める総額の範囲内で報酬を支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程による。

4 会計監査人に対する報酬等は、監事の同意を得て、理事会の決議により定める。

第 7 章 理事会

(構成)

第 37 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 38 条 理事会は、この定款に別段の定めがあるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
- (2) 業務方法書その他規程等の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前 2 号に定めるもののほか、機構の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(開催)

第 39 条 理事会は、定時理事会として毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催するほか、3 月及び理事長が必要と認めたとき又は法令で定められた事項に該当する場合に開催する。

(招集)

第 40 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集するときは、開催日の 7 日前までに、各理事及び各監事に対して、理事会の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって通知しなければならない。

(議長)

第 41 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、出席した理事の互選により、理事会の議長を定

める。

(決議)

第 42 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(電話及びテレビ会議による決議)

第 43 条 理事の一部並びに全員が、電話会議及びテレビ会議またはそれに準じた方法により理事会を開催し、決議を行うことができる。

2 前項の、電話会議及びテレビ会議またはそれに準じた方法により理事会を開催する場合には、各理事の音声は即時に他の出席者に伝わり、出席者が一堂に会するのと同等の意見表明がお互いにできるようにしなければならない。

(決議の省略)

第 44 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 45 条 理事、監事又は会計監査人が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 31 条第 4 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 46 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、出席した理事長及び監事がこれに記名押印する。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 47 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 16 条についても適用する。

(合併等)

第 48 条 機構は、評議員会の決議により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を茨城県知事に届け出なければならない。

(解散)

第 49 条 機構は、基本財産の滅失による機構の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 50 条 機構が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 ヶ月以内に、公益認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 51 条 機構が、清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 情報公開，個人情報保護並びに公告

(情報公開)

第 52 条 機構は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況，運営内容，財務資料等を積極的に公開するものとし、情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第 53 条 機構は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとし、個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告)

第 54 条 機構の公告は、電子公告により行う。この場合、毎年度定時評議員会の終結後遅滞なく、貸借対照表を定時評議員会の終結の日後 5 年を経過する日まで継続して公告する。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 10 章 事務局

(設置等)

第 55 条 機構の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は理事会の承認を得て、理事長が任免する。
- 4 前項以外の職員は理事長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 56 条 機構は、次の各号に掲げる帳簿及び書類等を主たる事務所に備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 理事、監事及び評議員の名簿
- (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (5) 財産目録
- (6) 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程
- (7) 事業計画書及び収支予算書
- (8) 事業報告書及び計算書類等
- (9) 監査報告書及び会計監査報告書
- (10) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第 52 条で別に定めるところによる。

第 11 章 補則

(委任)

第 57 条 この定款に定めるもののほか、機構の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

(設立時の評議員)

1 機構の設立時評議員は、次に掲げる者とする。

設立時評議員	木ノ本 知弘	金野 満	高橋 日出男	木内 敏之
	佐藤 栄作	前田 了	石田 奈緒子	

(設立時の役員)

2 機構の設立時理事、設立時理事長、設立時専務理事、設立時常務理事及び設立時監事は、次に掲げる者とする。

設立時理事	宇野 善昌	坂井 和美	阿部 勇司	鈴木 潤一
	西村 真理子	野上 良太	三村 泰洋	菅田 浩一郎
	飯塚 一政	橘川 栄作		
設立時理事長	宇野 善昌			

設立時専務理事 坂井 和美

設立時常務理事 阿部 勇司

設立時監事 梅澤 光一

(最初の事業計画等)

3 この法人の設立当初年度の事業計画及び収支予算は、第 10 条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

(最初の事業年度)

4 この法人の最初の事業年度は、この法人設立の日から令和 3 年 3 月 3 1 日までとする。

(設立者)

5 設立者の氏名及び住所は、次のとおりである。

住 所 茨城県水戸市笠原町 9 7 8 番 6

設立者 茨城県

以上、一般財団法人いばらき中小企業グローバル推進機構の設立のため、この定款を作成し、設立者が次に記名、押印する。

令和 2 年 3 月 5 日

設立者 茨城県

代表者 茨城県知事 大井川 和彦

付 則

1 この定款は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 4 条に規定する公益認定を受けた日から施行する。

付 則

2 この定款は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

別表 基本財産

財産種別	金額	摘要
預金及び投資有価証券	38,000,000 円	左記のうち 3,000,000 円は、機構の設立時に茨城県から拠出されたものである。